

鳥取県告示第685号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）保安林予定森林の所在場所

西伯郡伯耆町焼杉字上反り田305の1、313、314、317から320まで、字大田362から364まで、366、368、374、字焼杉山東472の10から472の13まで、477から479まで

（2）指定の目的

水源のかん養

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1）保安林予定森林の所在場所

西伯郡伯耆町焼杉字上反り田306、307、310、311の1、312、315、322、324、字大田367

（2）指定の目的

土砂の崩壊の防備

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）